

## (5) 我が国における核燃料物質保有量一覧表

### ①原子炉等規制法上の規制区分別内訳

(2007年12月31日現在)

核燃料物質の区分 <sup>注1)</sup> 原子炉等規制 法上の規制区分	天然ウラン(t)	劣化ウラン(t)	濃縮ウラン		トリウム(t)	プルトニウム <sup>注2)</sup> (kg)
			ウラン(t)	ウラン-235(t)		
製錬	-	-	-	-	-	-
加工	323	11,228	1,513	61	0	-
原子炉 <sup>注3)</sup>	478	2,502	15,137	329	0	113,285
再処理	2	510	2,648	25	0	22,070
使用 <sup>注4)</sup>	79	45	35	1	2	4,036
合計 <sup>注5)</sup>	881	14,284	19,334	416	3	139,390

注1) 核燃料物質の区分は、原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいており、物理的・化学的狀態によらず合計量を記載している。

注2) プルトニウム量については、「国際プルトニウム指針」に基づき IAEA に報告する我が国のプルトニウム保有量であり、原子炉内装荷分は除かれる。ただし、保障措置上は、国内のすべてのプルトニウムをその対象とする観点から、原子炉内装荷分（常陽及びもんじゅに 1,702kg在庫）も含めて管理している。

注3) 東京電力福島第一原子力発電所使用済燃料共用プール（使用施設）分を含む。

注4) 核燃料物質の使用の許可を受けた使用者及び法律第52条第1項第5号の政令で定める種類及び数量以下の使用者の核燃料物質の合計量を記載している。

注5) 四捨五入の関係により、合計が一致しない場合がある。

### ②国籍区分別内訳

(2007年12月31日現在)

核燃料物質の区分 <sup>注1)</sup> 国籍の区分 <sup>注2)</sup>	天然ウラン(t)	劣化ウラン(t)	濃縮ウラン		トリウム(t)	プルトニウム <sup>注3)</sup> (kg)
			ウラン(t)	ウラン235(t)		
米国	107	3,021	14,163	297	1	100,740
英国	14	437	1,867	34	0	16,459
仏国	44	5,944	5,019	89	0	40,807
カナダ	426	4,764	5,244	105	0	42,381
オーストラリア	32	896	3,349	70	-	23,534
中国	53	168	269	10	-	523
ユーラトム	55	5,959	6,015	118	0	5,178
IAEA	0	2	0	0	-	1
その他	253	1,950	385	12	2	2,242

注1) 核燃料物質の区分は、原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいており、物理的・化学的狀態によらず合計量を記載している。

注2) 原子炉等規制法上の規制区分別内訳に示した核燃料物質量を国籍別に計上している。なお、複数国籍のものはそれぞれの国籍区分に重複して計上している。

注3) プルトニウム量については「国際プルトニウム指針」に基づき IAEA に報告する我が国のプルトニウム保有量であり、原子炉内装荷分は除かれる。但し、保障措置上は、国内のすべてのプルトニウムをその対象とする観点から、原子炉内装荷分も含めて管理している。